

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第139号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

京都市一乗寺保育所及び京都市久世西保育所を廃止することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第139号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市一乗寺保育所の項及び京都市久世西保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)